

紀美野町第1回定例会会議録

令和5年3月22日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和5年3月22日（水）午前9時00分開議

- 第 1 議案第29号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）について
- 第 2 議案第19号 令和5年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）
- 第 3 議案第20号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
（委員長報告）
- 第 4 議案第21号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算につ
いて（委員長報告）
- 第 5 議案第22号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委
員長報告）
- 第 6 議案第23号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員
長報告）
- 第 7 議案第24号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算
について（委員長報告）
- 第 8 議案第25号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
（委員長報告）
- 第 9 議案第26号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について
（委員長報告）
- 第10 議案第27号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員
長報告）
- 第11 議案第28号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 発委第 1号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する
条例について
- 第13 閉会中の継続審査の申し出について
（総務文教常任委員会）
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について
（総務文教常任委員会）

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

8 番 北 道 勝 彦 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君

企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳) 君

○欠席したもの

代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

北道議員がまだみえておりませんが、連絡がついておりません。状況については分からない旨、報告をいたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

本日、議会活性化特別委員会委員長から、発委第1号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明から採決までを行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第29号 令和4年紀美野町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第29号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第10号）について、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第29号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第19号 令和5年度紀美野町一般会計予算について（委員長報告）

◎日程第 3 議案第 20 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 4 議案第 21 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 5 議案第 22 号 令和 5 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 6 議案第 23 号 令和 5 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 7 議案第 24 号 令和 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 8 議案第 25 号 令和 5 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 9 議案第 26 号 令和 5 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について（委員長報告）

◎日程第 10 議案第 27 号 令和 5 年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2、議案第 19 号、令和 5 年度紀美野町一般会計予算についてから、日程第 10、議案第 27 号、令和 5 年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算についてまで、9 議案を一括議題とします。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、会議規則第 41 条第 3 項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから、議案第 19 号から議案第 27 号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

休憩します。

休 憩

（午前 9 時 03 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時03分）

○議長（伊都堅仁君） 質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。私ごとで不幸事があったので、この決算の審査特別委員会の初日に、特別委員会の審査の委員会を欠席させていただきましたので、その審査の状況についてお聞かせいただきたいんですけども、この中で、包括民間委託業務が数件上がっております。それから、もう一つは、この中学校費、その中でプールの解体、また、給食室の、調理室の建設についての予算が上がっておりますけれども、これについて、どのような審査がされたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 予算特別委員長、向井中君。

（予算審査特別委員長 向井中洋二君 登壇）

○予算審査特別委員長（向井中洋二君） それでは、答弁申し上げます。

行政事務等包括業務委託料について、桐山委員から質疑がございました。その中で、教育長の答弁といたしましては、学校行事等に使用するバスを現在も運行しており、その関連の運行経費、維持管理経費を包括委託するという御答弁でありました。

次に、紀美野町、プールのところですが、この後の給食調理場建築工事設計業務委託料です。このことについては、藤井委員より質疑がございまして、その中で、教育次長の答弁としましては、プール跡地の面積が約1,300平米になる。その中で約500食を提供するような給食施設ということで、いろいろ市町村を回らせていただいている中、なかなかその人数に見合う広さというのはちょっと特定は難しい。この人数、この食数であれば、この広さになり、ちょっと現在のところ、ないような形であるので、紀美野町に合った大きさというのを、今後、協議をしていった上で、その大きさを求めた上で、設計に臨むという形になるという御答弁をいただいております。

この2点、報告させていただきます。

(予算審査特別委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) この包括民営委託ですか、これについては、それに対して問題がないのか。ちょっと聞いたんですけれども、学童保育については始まって、そういう中で、保護者のほうから、子供を休ませることが起こったときに、いちいちシダックスのほうに連絡しなきゃならんと。今まではそうせずに、先生と話すればよかったということなんですけれども、非常に煩雑というんですか、難しくなってきたというふうな話もございました。包括民間的委託について、それを今後どうしていくのかということについての質疑がなかったのか。

それから、もう1点、プール等について、学校にプールというのが必要であると、そういうふうな観点からの質疑はなかったのでしょうか。

○議長(伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前 9時09分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時10分)

○議長(伊都堅仁君) 予算審査特別委員長、向井中洋二君。

○予算審査特別委員長(向井中洋二君) そのことについての質疑はいただいておりません。

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 要するに、包括的民間委託とはどういうものかとか、あるいは、そのプールがなくなった後の給食調理棟ができると、調理室ができると、そのことについての御質疑があったというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長(伊都堅仁君) 予算審査特別委員長、向井中洋二君。

○予算審査特別委員長(向井中洋二君) そのとおりであります。

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第19号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それでは、私のほうから、令和5年度当初予算の一般会計に対する反対の討論をさせていただきたいと思います。

令和5年度当初予算は、県下一の子育て支援のまちとして、新婚家庭への引っ越しや家賃の支援、出産祝い金、小学校の新入生、また、中学校の新入生に、制服、あるいは体操服にそれぞれ5万、8万円の補助金を予定されております。計画されています。高校生には、月1万円の支給。多額のお金がかかる大学生の大学生活を送るために借りたお金に対して、卒業後の返還に大変苦勞するわけでございますけれども、そこへの一部助成を予算化するというふうに、大変手厚い支援が計画されています。これは大いに私は評価したいところでございます。

しかし、一つには包括的民間委託についてであります。先を行ってるこの紀美野町が、何ていうんですか、先進地というふうな形で見ている白浜町長が述べているように、コストを重視すると、そういう考え方については、私は問題があるかというふうに思います。教育は、あくまでもコストで考えるべきではないと思います。また、この業者であるシダックスが、指定管理者の期間が過ぎて、この制度というんですか、指定管理という包括的民間委託をやめるというようなことが起こったときに、今働いてる職員さんというのは、以前は町の会計年度任用職員等の職員でございましたけれども、この4月からは、もう始まっているんですかね、このシダックスの職員になると。ですから、指定管理者をやめて、また元の、紀美野町の業務としてやっていこうとしても、ここには大変難しくなってくる。変更が利きにくくなってくるかというふうに思います。また、実際、学童保育の保護者からは、先ほど申しましたように、休むのにいちいち業者であるシダックスに連絡しなければならないと、難しくなったというふうに言われているようであります。

また、今回のプールの問題でございますけれども、片道20分かけて民間のプールを利用するということでございますけれども、そうやってまいりますと、車の段取り、また、これによって他の、往復で40分ですから、他の授業への影響というのは、私は心配するところであります。また、野上中学校のプールというふうに、この予算ではなっ

ておりますけれども、2年後には統合中学校として始まる紀美野中学校、新しい紀美野中学校のプールなんですよね。これは、やはり新しい中学校をつくるということで、皆さん方、真剣に考えてくださってるわけでございますけれども、その中学校にプールが、今あったプールがなくなってしまうということになってまいります。学習指導要領では、このプールの時間というのは決まっていないというふうなことでございますけれども、やはり体育ということについて、水泳というのは大変大事なものであります。これは、このように民間のプールを利用することによって、移動の問題から授業との関わり等、大変問題が出てくると、こういうふうに考えるわけであります。新しい中学校に期待してくる子供たちにとってどうなのか。子供たち、野上中学校、美里中学校の生徒の意見も聞く必要があったのではないのでしょうか。

中学校の統合のときも、また、包括民営化の問題でも、議会が決めると、こういうふうにおっしゃったというふうに私は聞きます。中学校の統合なんていうのは、まさに子供たち、またはその保護者の問題であります。

そして、最後の最後に条例の変更のときだけ議会が決めると。また、包括民営化の問題でも、議会がというふうに、実際、早々にこの債務負担行為でこの問題が提案されました。議員も様子がよく分からないままに進んでいったんじゃないかというふうに思います。

そういうふうに、この議会が決めるんじゃないくて、あくまでもそれは当事者の方々の意見を聞いて、その方々がどうであるのかということがまず大事ではないのでしょうか。町の主人公は町民です。そこに話が行くときには、もう既に決まっていると。それはまさに本末転倒です。このプールの件においても、ここで予算が決まってしまうと、この学校の関係者のところに行くときには、もうこれは決まってるんだ。議会が決めただということにつながっていくように、私は非常に不安であります。

よって、ここでこの問題等を進めていくことについて、非常に危惧する点から、この令和5年度の当初予算に対しまして反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

10番、美野勝男君。

(10番 美野勝男君 登壇)

○10番(美野勝男君) 私は、賛成討論を行います。

予算総額で８１億円以上と、昨年に比べ、大変の大変厳しい中であると思いますけれども、増額に大変な努力をされていること。

それから、歳出については、幾つか取り上げてみたいと思います。

昨年、子育て応援宣言をされたことについて、新しく高校生世代の１６歳から１８歳まで、１人月額１万円、年額として１２万円支給する予算措置されていること。加えて、子育てを応援する施策を各所に置かれていること。それから、神原開発事業を進めていくということ。少子と人口減少を見たとき、適切で希望が持てることであると思います。

それから、予算説明資料の８８ページには、消防庁舎について、老朽化していることと、借地でもあると思います。全面新築されていくこと。人命と財産を守る使命と、加えて、近年、災害発生も懸念される点から、大いに評価されることであります。

それから、１００ページには、学校給食施設の建設計画に、野上中学校のプールを撤去して、あちこちに分散している施設を１か所で行うことに着手されたこと。

そうしたことで、非常に歳出面でも苦慮され、多方面にわたって施策を展開されていると思います。

以上の点から、令和５年度当初予算に、私は賛成いたします。

（１０番 美野勝男君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

１番、桐山尚己君。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） では、令和５年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和５年度一般会計予算は、子育て県下一の実現に向けた各種事業、コロナ禍後の地域経済を下支えするための町内事業者支援事業、活力ある産業推進のための自伐型林業育成事業、安心・安全なまちづくりのための新消防庁舎建設事業が含まれるなど、おおむね評価できる内容であります。

一方で、本予算には、過去に多くの後遺症被害者を出し、現在も国を相手取った集団訴訟が継続している、子宮頸がんワクチン接種事業が含まれています。令和４年度から公的接種が復活したものの、紀美野町内では、これまで接種対象者の９％しか接種を受

けていないことから、対象者の極めて慎重な姿勢がうかがえます。当該ワクチンは、ワクチン自体の改善による安全性の向上が図られたわけではなく、これまでと同等のリスクが存在し続けていることから、プラス、マイナス両面の情報提供が十二分に行われなければなりません。

また、本予算案には、先ほど来話が出ているような包括的民営委託事業も含まれております。この包括的民営委託事業に関しては、関連各位、保護者の方や実際に働いてくださってる方々からの心配の声が聞こえてまいります。こうした心配の声を払拭するための誠意ある説明、努力、そういったものをしっかりと行っていただく必要があります。

以上の理由により、子宮頸がんワクチン接種事業を行う際に、十分な情報、とりわけ、重篤な副反応、後遺症を含む過去の経緯、集団訴訟の状況といったリスク要因などの情報をしっかりと提供することにより、インフォームドコンセントが成立することを大前提として、また、包括的民営委託が行われる際の関係各位、保護者の方々や働いてくださっている方々の不安をしっかりと払拭することを大前提として、令和５年度紀美野町一般会計予算、これに賛成するものであります。

以上です。

(１番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１９号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 私は、国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、反対討論を行いたいと思います。

御承知のとおり、この国保税というのは、所得と、それから資産、それから均等、平等と、四つでやって計算されて、税金が計算されます。この県下一本の国民健康保険の会計になっていくということから、今、この資産割というのが減らされていくと、そんな状況のようであります。何にしても、この事業のことによって、紀美野町がせっかく頑張ってきた、この保険税を下げてきたことが、実質、無になっていくような状況になっていくわけであります。また、資産割がなくなって、所得割及び均等、平等と、この三つによって徴収されていくわけでございますけれども、本年度は、そのうち均等、平等、1人当たり幾ら、1軒当たり幾らという、ここの均等、平等が引き上げられるということになります。これについては、やはり所得の少ない方、もちろん資産の少ない方もございますけれども、そういう所得の低い方に対して増税になってくると、こういうことになるわけであります。もちろん、均等、平等ですから、全てにかかりますけれども、割合からするならば、低所得者にとっては負担が大きくなる、そういうことになりますね。

今も御存じのように物価がどんどん上がってきている、卵1パックが300円台に入ってきているような、そういうふうにならざるを得ないというふうな状況において、燃料においてもそうですけれども、引き上げられてきている。そういう中で、本来ならば生活支援ということにしていかなければならない。実際のところ、一番の責任は国ですけれども、そのところが放棄されていく中で、この紀美野町にとっても大変厳しいんですけれども、そのところの支援というふうを考えるならば、均等、平等の引上げということについては、私はしてはならないというふうに思います。制度的に大変厳しい、難しいところに来てるわけでございますけれども、しかし、上げるということについてのこの予算に対しては、反対せざるを得ない、そのように思います。そういうことから、この予算に、この会計に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この件につきましても、基本的には、町にとっては一生懸命やっているとございまして、国のほうの制度から、75歳以上の

方々の、後期高齢者の方々の保険と、それから、若い方々というふうに分けられています。当然のことながら、高齢者の方々にとっては、体が悪くて病気になられる方、あるいは、けがをされる方も多いかというふうに思います。そういうふうな状況の中で、こういう年齢で分けた、そういう制度自体に、私は大きな問題があると考えます。

そういうことから、紀美野町後期高齢者医療特別会計の予算に対して反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

1 0 番、美野勝男君。

(1 0 番 美野勝男君 登壇)

○ 1 0 番 (美野勝男君) 紀美野町は、大変高齢化率の高いまちであります。その上に、職員を配置して、町単独の運営では、多額の療養給付の拠出が必要となると思います。その意味から、町が広域連合へ納付金を納めて、県下全体の運営によって高齢者の医療を行っていくほうが効率がよいと、私は思いますので、賛成いたします。

以上です。

(1 0 番 美野勝男君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 2 2 号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第 2 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第 2 3 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第２３号を採決します。

２３号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第２４号を採決します。

議案第２４号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第２５号を採決します。

議案第２５号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第２６号を採決します。

議案第２６号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第２７号を採決します。

議案第２７号に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２８号 令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１１、議案第２８号、令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、桐山尚己君。

(1 番 桐山尚己君 登壇)

○1 番 (桐山尚己君) では、予算に関する説明書の4ページ、歳出、4款1項8目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費ということで、5,086万円の計上がございます。この予防接種事業については、先般の保健福祉課長の御説明では、5月から8月まで、この期間で65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、さらには、看護師や老人福祉施設等で働いてくださってる方々を含む、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々の希望者を対象として行くと。9月から12月にかけて、5歳以上の方々を対象に行うというような御説明でありましたが、これについては、どこからどこまでが希望者対象なのか。もしくは、努力義務というものがあるのか。積極的勧奨というようなものがあるのか。その辺りについて答弁をお願いします。

さらに、政府は既に5月8日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の2類相当から5類に引き下げるという決定を行っております。そのような中で、5類、つまり季節性インフルエンザと同類の脅威にまで下がっているこの新型コロナウイルス感染症が、特例承認の要件を満たしているのかどうか、これについてもお答えください。

次に、当該ワクチンは、最新のものとして私が把握している限りは、BA.4及びBA.5を基に開発されたものであるというふうに理解しておりますが、その理解で間違いないのかどうか。

そして、このワクチン接種事業を推進するに当たり、1,291種類の、いわゆる有害事象、これについての情報提供がなされるのかどうか。

以上について、確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 休憩します。

休 憩

(午前 9時41分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時41分)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えします。

まず1点目、努力義務はどこからどこまでかということなのですが、2023年度においては、高齢者及び基礎疾患のある方が努力義務で、それ以外の方については努力義務ではないという、任意で希望者のみ接種していただくということになります。もちろん、この努力義務についても、もちろん希望者が基本となりますので、重症化を予防するという意味で、基礎疾患の方、高齢者の方については接種していただきたいという旨から努力義務ということにはなっているんですが、あくまでも任意での接種という形になります。

特例承認、現在、22年度まで特例承認が認められていたんですが、過日の厚生労働省の審議会のほうにおいて、2023年度まで特例の臨時接種を行うということで認められております。

接種するワクチンについては、BA.4－5の対応ワクチンを接種する予定でございます。現在の主力株であるBA.4－5の対応ワクチンでございます。

それから、最後の1,000件以上の副反応の事例については、情報公開される予定があるのかというところなんですけども、この辺りについては、国の審議会のほうで、その必要性が認められれば情報公開されるものと考えております。

以上でございます。

（保健福祉課長 森谷善彦君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） では、再質疑いたします。

当該ワクチンは、BA.4、BA.5を基に開発された、BA.4、BA.5対応のものを使用される予定であるということですが、保健福祉課長もよく御承知のとおり、ウイルスは日々変異を繰り返しております。5月から8月、9月から12月、このタイミングでどのような変異株が出てきて、どのような状況になっているかというのは、全く誰も分からないわけですが、このBA.4、BA.5のコロナワクチンは、短期間であったとしても、本当に効果があるのかどうか。これについてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前 9時45分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時46分)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えします。

春打つ、5月から8月に打つワクチンについては、オミクロン株対応の2価ワクチンを使うということで、国のほうから示されているんですが、秋以降については、もちろん桐山議員がおっしゃる、ちょっと危惧する、変異株がどうなっているかという状況が分からない状況ですので、その辺りについては、国のほうで今後検討して、どのワクチンを打つかどうかというところについて、再度検討されるということになりますので、その辺り、国の情報をしっかり聞きながら、対応したワクチンを接種していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 三度目ですので、これが最後ですね。

どの時点であっても、日々変異を繰り返しているウイルスに対して、確実にそのウイルスを対象としたワクチンというのは存在しないわけでありまして。いつまでたってもいたちごっこ。そういう状況が続くわけでありまして。ですから、春先の接種であったとしても、本当に一時的であっても有効かどうかということは、もう誰にも分からないということであると思います。

一方で、1,291種類の、1,291件ではなくて1,291種類の有害事象が存在することが、米国の裁判で明らかになったわけでありまして、これについて、国が情報提供を国民に対してするのかどうか。しないというふうになった場合は、町もしないという形で本当にいいんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、まず1点目のワクチンについて、もちろんウイルスについては、常に変異するものでございます。対応したワクチンについては、国のほうでしっかりそのときそのときの状況を踏まえながら、ワクチン提供してい

ただけるものと考えております。

次に、2点目、1,291種類の副反応について、もちろん国のほうでも海外のこういう裁判があったという情報については、入手しているものと考えております。その部分について、審議会のほうでももちろん検討され、危惧する部分については、国のほうから県、市町村のほうに発信されるものであり、その部分については、しっかり国からもらった情報については、町から発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私のほうからも若干お聞きしておきたいと思います。

今回の接種についてでございますけれども、これは何人分、これ計算したら分かるでしょうけれども、を予定してるのか。

それから、もう1点は、過去の5回それぞれ、町内何人の方が打たれているのか。そして、その割合、何%か、そのところを聞きたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

接種人数は何人を想定してるかということなんですが、高齢者については4,000人。それから、基礎疾患については1,000人を想定しております。秋以降の接種については、町全体で8,000人を想定しているところでございます。

その次に、ワクチンの接種率でございます。現在までの接種率については、1回目接種については87.3%、2回目接種については86.9%、3回目接種については78%、4回目については66.4%、5回目については、高齢者、基礎疾患が対象になるんですけども、42.8%ということになっております。

以上でございます。

すみません、失礼しました。

人数なんですが、1回目については7,008人、2回目については6,975人、3回目については6,267名、それから、4回目については5,042名、5回目につい

ては3, 245名となっております。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 今、答弁いただいて、接種人数が減ってきてるわけですが、これについてはどのように分析されておりますか。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 接種人数については、議員御指摘のとおり、下がってきてる状況でございます。高齢者については、接種率、そんなに大きく変わらない部分があるんですけれども、どうしても重症化リスクが少ない若い世代の方については、接種率がぐんと下がってきてることが大きな要因だと考えております。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから、議案第28号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番 (桐山尚己君) では、反対の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症が我が国で確認されてから、既に3年以上の年月が経過しました。当初は全く未知の新しい感染症ということで、世界中で最大限の警戒とともに様々な対策が講じられてきました。ワクチンの開発、接種もその一つであります。

しかしながら、このワクチンは従来のワクチンとは全く異なる遺伝子ワクチンと呼ばれるものであり、しかも、1年足らずという非常に短期間で開発されたものであります。本来であれば、5年、10年という年月をかけて、その効果と安全性を見極めた上で認可、使用されるところを、世界的パンデミックによる緊急時の特例承認という形で、我が国でも緊急使用が認められました。つまり、効果も安全性もはっきりしないまま見切り発車で全国民を対象に接種が進められてきたわけであります。

当初は、感染予防効果90%とか95%というメーカー側の出してきた都合のいい数

字が喧伝され、多くの町民、国民が2回の接種を終えました。短期的には感染予防効果があったかのように見えたものの、ブレイクスルー感染などと称して、ワクチン接種者であっても感染者が続出したことから、3回目、4回目、5回目と追加接種が行われてきました。しかしながら、追加接種を行えば行うほど感染の波は大きくなり、専門家からも、ワクチン接種によって感染を防ぐどころか、かえって感染しやすくなると指摘されるようになりました。

厚生労働省は、感染者のワクチン接種歴ごとの分布をグラフ化し、ワクチン接種者のほうが感染しにくいとしていましたが、後に、専門家の指摘により、このグラフが誤りであり、実は多くの年代でワクチン接種者のほうが感染しやすいということが判明しました。厚生労働省のあまりにもずさんなデータ管理、グラフ作成は、意図的な捏造と言われてもおかしくないものでありました。そして、こうした事実は全くといっていいほどマスコミで報道されることはありませんでした。

一方で、ワクチン接種後に、軽微なものから重篤なものまで様々な副反応や後遺症の発生が確認されてきました。しかも、ワクチンメーカーが当初公表していた副反応の種類は全体のごく一部で、後に米国の裁判で負けて開示された、いわゆる有害事象は、実に1,291種類というとんでもなく広範囲にわたるものであることが判明しました。ところが、これも政府やマスコミを通じて、我々町民、国民に発表されることはありませんでした。

ワクチン接種後に重篤な副反応や後遺症で悩み、苦しむ方々が数多くいらっしゃることを認識してか、国は都道府県に対して、ワクチン接種後に長引く症状で苦しむ方々を診察する特定の医療機関を指定するよう指示いたしました。しかしながら、1,291種類もの有害事象が存在することを知らされていない我々町民、国民は、自分が抱えている体調不良がワクチンと関係するものなのかが全く分からず、そうと疑いもせず、ワクチンとは全く関係ない体調不良として認識している可能性が多分にあります。その結果、都道府県指定の医療機関を受診することがほとんどないという状況にあるものと思われます。

そして、ワクチン接種後の死亡者の数であります。既に報告されただけでも、その数は2,000人を超えています。医師が報告を上げるのをはばかりる例も数多くあるようで、その数は氷山の一角、実際はその数倍から数十倍とも指摘されます。そのことを証明するかのように、ワクチン接種が始まった2021年は、戦後最大の超過死亡となり、

さらに昨年、２０２２年は、２０２１年を大幅に超える超過死亡を記録し、今年に入ってもその傾向は続いているようであります。月ごとの追加ワクチン接種の波と超過死亡数の波は、驚くほどの相関を見せているにもかかわらず、このような異常事態がマスコミで報道されることもまずありません。

政府は、本年５月８日に、新型コロナウイルス感染症を、指定感染症の分類である２類相当から、季節性インフルエンザと同等の５類に引き下げると発表しています。既に致死率も、重症化率も、季節性インフルエンザを下回っているというデータが新聞等で報道される中、政府はようやく重い腰を上げたことになりましたが、このような現状からして、効果に疑問符がつく新型コロナワクチンが、現段階で特例承認の要件を満たしているとは到底言えません。正式な認可どころか特例承認の即刻取消しがされるべきものであります。既に季節性インフルエンザと同等となったことを国が認めた風邪に対し、短期的な安全性に大きな疑問符がつき、かつ、中長期の安全性が全く確認されておらず、効果も見込めないワクチンを公的接種と称して、これ以上、紀美野町民に打たせることは間違っていると言わざるを得ません。

ちなみに、岐阜県在住の私の母親は、現在の日本の平均寿命を超える９０歳。高血圧を抱えていますが、新型コロナワクチンを一度も接種しておりません。先月、新型コロナに感染しましたが、自宅療養で完治しました。

先般、京都大学の福島名誉教授は、国とメーカーとの間のコロナワクチンに関する契約書内容の開示請求をしましたが、厚生労働省はこれを拒否しました。国民の知る権利が侵されている状況にあります。コロナワクチンの効果や安全性そのものに大きな疑義が生じている現段階でのこの決定に対して、福島名誉教授は、国を提訴されるに至りました。

一方で、ファイザー社には、これまで何度も何度も不正によって裁判を起こされ、多額の賠償金を支払ってきた過去があることも忘れてはなりません。今般の新型コロナワクチン禍が、過去最大の薬害事件に発展する可能性さえ指摘され始めたことを、我々は本当に真摯に重く受け止める必要があります。

以上の理由により、令和５年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）に反対いたします。

（１番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 政府においては、さきの桜を見る会等々、いろんな疑惑事件があつて、それが実際ごまかされたということから、そういうふうな批判の声もあつて、今回もそういうふうな心配される方もあるかというふうに思います。

しかし一方で、このコロナのワクチンによって人命が助かったという、そういうふうな報告もあるわけであります。実際のところ、紀美野町で、担当課でいろいろと研究はされてると思いますけれども、それを是とするか非とするか、そこまでの研究は難しいというふうに私は思います。

先ほどお聞きいたしましたけれども、町内の方々が現在、このワクチンの接種を行われた方々が、それぞれに1回目はかなり高かったんですけども、最終でも4,000人余し、3,000人余し。それから、高齢者については、数字の減少もあまりないということでありました。何にしても、コロナワクチン、今現在、収束を早く、収めていくという、確かにコロナは減ってきてることは確かですから、これがこのワクチンの効果があつたのかどうか、これはまた研究されていくと思います。このワクチン及びマスクしか方法はなかったわけでありますけれども、そういうふうなことで考えていくならば、やはり今回についてもそれぞれの町民の方々が判断されて、このワクチンを打つか打たないか、そのところで判断していただくより、私はないというふうに思います。そういうことで、やはり町の4割を超える方々が、このワクチンを打ちたいと、打つたということであるならば、今回もそれについて、予算化は必要であるかというふうに思います。そういうことから、この予算に賛成いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで、討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発委第1号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第12、発委第1号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提出者、議会活性化特別委員会委員長、美濃良和君、説明を求めます。

(議会活性化特別委員長 美濃良和君 登壇)

○議会活性化特別委員長（美濃良和君） それでは、本日提出いたしました、委員会提出議案を御覧いただきたいと思います。

発委第1号。

令和5年3月22日。

紀美野町議会議長、伊都堅仁様。

提出者、議会活性化特別委員会委員長、美濃良和。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由を申し上げます。

正当な事由がなく、一の定例会の会期の全ての会議等を欠席した場合における報酬及び期末手当の支給に関する規定を設けるためであります。

私たち議会議員は特別職の公務員であり、あつてはならないことですが、悪質な事例には厳正に対処する必要があります。規定を設けていなければ、報酬や期末手当が支払われ続けることになり、到底、住民の理解は得られません。これ最近、東京都議会、また、国会でもありましたけれども、理由もなく、または警察等から逃れるというふうな形で休まれると、そういうような事例がありました。そういうことから、よって、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中、下線の部分であります。

新たに第5条として、報酬の支給の特例を設けます。

第1項は、議員が一の定例会の会期の全ての会議、委員会及び全員協議会を欠席した場合、当該会期の終了日の属する月の翌月分から、同日後、初めて会議等に出席する定例会の会期の最初の日の属する月の前月分まで、報酬を支給しないことを規定しています。

2ページにかけまして、第2項は、第1項の規定が適用されない場合として、公務上の災害による場合、感染症患者等になった場合、出産・産後の場合、負傷または疾病の療養による場合などを挙げています。

第3項は、議員が被告人または被疑者として身体の拘束を受けたことにより、一つの定例会を全て欠席した場合、その事件につき公訴を提起しない処分があったとき、または、無罪の判決が確定したときは、支給されなかった期間に係る報酬を支給するとして規定しています。

以降、3ページにかけまして、第5条として新たに条を追加したことに伴う各条の繰下げを行うとともに、改正後の第7条においては、新たに第4項として、改正後の第5条第1項の規定の適用があった場合における期末手当の減額について、規定を設けております。

附則として、この条例は、令和5年5月1日から施行するものであります。

以上であります。全員の御賛同賜りますようお願いいたします。

(議会活性化特別委員長 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、発委第1号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

(総務文教常任委員会)

○議長(伊都堅仁君) 日程第13、閉会中の継続審査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

○議長(伊都堅仁君) 日程第14、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） 会議を閉じます。

令和５年第１回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前１０時１７分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月22日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 美 野 勝 男

議 員 美 濃 良 和